

株式会社 福岡県不動産会館定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社福岡県不動産会館と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 貸金業
- (3) 宅地建物取引業
- (4) 第二種金融商品取引業
- (5) 不動産取引市場経営
- (6) 損害保険代理業
- (7) 海外の再保険会社への顧客紹介業務
- (8) 生命保険の募集に関する業務
- (9) 不動産経営に関する相談
- (10) 不動産業用の器具備品及び事務用品の販売
- (11) 不動産流通システムの開発・運用・管理に関する事業
- (12) 各種セミナーの企画実施に関する事業
- (13) 賃貸保証に関する事業
- (14) 株主に対する福利厚生事業
- (15) 不動産流通情報の収集、分析及び提供
- (16) 不動産の鑑定評価システムの研究及び開発
- (17) 建物の維持管理に関する業務
- (18) 省エネルギー事業に関する販売、斡旋
- (19) 不動産に関するコンサルティング業務
- (20) 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会への協力
- (21) 前各号に附帯する一切の事業

(本 店)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故、その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は440,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式名簿の閉鎖)

第7条 当社は、毎営業年度末日の翌日からその定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の外、必要ある場合は予め公告して株主名簿の記載の変更を停止することができる。

(株式譲渡の制限)

第8条 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会会員以外の者に株式を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式の名義書換その他株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会招集時期)

第10条 定時株主総会は毎年6月末日までに招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は法令に別段の定める場合を除き、取締役会の決議をもって社長が招集する。

2 社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定める順序に従って他の取締役が招集する。

(議 長)

第12条 株主総会の議長は社長がこれに当る。

2 社長に事故ある場合はあらかじめ取締役会の定める順序に従って他の取締役がこれに当り、これらのものにすべて事故ある場合は、出席株主中から選任する。

(決議方法)

第 13 条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 役員を選任及び解任の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議権の代理行使)

第 14 条 株主は代理人をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第 15 条 株主総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した取締役が記名捺印して当会社に保存する。

第 4 章 役 員

(定 員)

第 16 条 当会社に次の役員を置く。

- (1) 取締役 15 人以内
- (2) 監査役 3 人以内

(選 任)

第 17 条 取締役及び監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2 取締役の選任については、法令に定めある場合を除き、累積投票によらない。

(任 期)

第 18 条 取締役の任期は、就任後第 2 回目の、監査役の任期は就任後第 4 回目の定時株主総会の終結に至るまでとする。

2 補欠又は補充により選任された役員の任期は、他の取締役又は監査役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第 19 条 取締役会の決議により会社を代表する取締役として社長 1 名を置く。

(専務取締役、常務取締役)

第 20 条 前条の外必要に応じ取締役会の決議をもって、取締役会長及び専務取締役並びに常務取締役若干人を置くことが出来る。

(常任監査役)

第 21 条 監査役の互選により常任監査役若干人を置くことができる。

(相談役)

第 22 条 取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第 5 章 取締役会

(権限)

第 23 条 取締役会は、法令又は定款の定める事項の外、会社事務執行に関する重要事項を決定する。

(招集通知)

第 24 条 取締役会を招集するには、会日から 5 日前に各取締役に対してその通知を発する。ただし、急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(招集権者及び議長)

第 25 条 社長は、取締役会を招集して議長となる。社長に事故ある場合はあらかじめ取締役会の定める順序に従って他の取締役がこれに当る。

(決議)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

(議事録)

第 27 条 取締役会の議事については議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名捺印して当会社に保存する。

第 6 章 計 算

(決算期)

第 28 条 当会社の決算期は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

(利益処分)

第 29 条 毎期総損金を控除した残額を当期利益金として、これに毎年繰越金を加えたものを株主総会の承認を得て処分する。

(株主配当金)

第 30 条 株主配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿記載の株主又は登録質権者に支払う。

2 前項の配当金は、その支払い確定の日から満 3 年を経過しても受領のないときは当会

社の支払いの義務を免れるものとする。

附 則

この定款は、昭和 58 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 60 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 62 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 8 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 15 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。